

令和5年10月23日

ご 連 絡

特定非営利活動法人

消費者市民ネットとうほく 御中

〒550-0015 大阪市西区南堀江1丁目11番5号

ナカムラビル6階 南堀江法律事務所

弁護士 山 内 憲



tel 06-6110-9789 fax 06-6110-9792

当職は、一般社団法人日本火災調査機構（以下「当法人」といいます）の代理人として、貴法人の本年5月30日付け申入書（2）82022（検）第7号－2）について、以下のとおりご返答・ご連絡さしあげます。

1 お申入れの趣旨1について

利用規約6条（利用対価）の使用停止についてですが、利用対価の規定を排除すると、当法人において報酬を請求する根拠が失われるため、この条項を排除することは考え得ません。

ただし、貴法人のお申入れの趣旨を尊重し、報酬割合につきどの程度が適切であるかは、同業他社の事例や裁判例等を参照し、相当な範囲と解されるものとなるよう、今後検討の上、適切と考えられる報酬割合への改訂を行う予定です。

2 同2について

利用規約8条の、解約金に関する規定の削除または改訂のお申入れについては、現地調査や損害額の査定に際して、相応の日当が発生するものであり、現状の規定が「平均的な損害を超える」ほどの内容を定めたものとは解しておりません。

ただし、貴法人のお申入れを尊重し、当法人の業務の中途キャンセルに際して

実際に生じる損害額を検証します。

また、解約後に保険金を得た場合は6条所定の対価の全額を請求するとの規約は、当法人のサービスをすべて享受した後、保険金が振り込まれる段階になって、当法人との契約をキャンセルする（その趣旨は所定の報酬の支払いを免れることにある）との事例が散見されるため、これを防ぐ趣旨であり、これ自体に不当性があるとは思われません（なお、民法130条の、条件成就を故意に妨害した場合は条件が成就したとみなす規定も、これと同様の法理に基づくものと解します）。

問題があるとすれば、お申入れ1の報酬割合の問題に帰着すると解しますので、その点は上記1に述べたとおり、当方にて再検討する予定です。

以上よろしくご確認ください。